

# 市・県民税の年金特別徴収 天引きが始まります

10月分の年金から、市・県民税の特別徴収（天引き）制度が開始されます。この制度は、個人で納めていただく手間を省くことや徴収事務の効率化を目的としており、新たな税負担が発生するものではありません。

対象となるかたにつきましては、介護保険料・国民健康保険税などに続いて、市・県民税についても天引きされることとなりますが、ご理解とご協力をお願いします。

税務課市民税係 ☎ 21134

## 対象となるかた

- 年金天引きの対象となるかたは、次の4つの要件をすべて満たすかたです。
- ①平成21年4月1日現在で、65才以上のかた
  - ②平成20年中に年金を受け取られているかた
  - ③介護保険料が年金から天引きされているかた
  - ④1つの年金で年額18万円以上の年金を受け取られているかた
- \*ただし、年金収入のみのかたで、年金の年額が約147万円以下の場合、市・県民税自体が課税されませんので年金からの天引きはありません。
- また、市外に転出されたときやお亡くなりになったとき、年度途中で税額に変更があったときには、天引きが停止となり、納付書や口座振替で納めていただくこととなります。

## 天引きされた市・県民税は…

年間6回の年金受給の際に、社会保険庁などの支払い機関が天引きを行い、翌月10日までに市へ納入されます。

## お知らせはきについて

年金天引きの対象となるかたには、9月18日に左記のながきを送付しております。納税通知書や広報とば6月1日号でもお知らせしていますので、併せて再度ご確認ください。

## 〈お知らせはききの例〉

### 平成21年度 公的年金より特別徴収となる市県民税についてのお知らせ

平成21年10月支給分の年金から、公的年金にかかる税額が特別徴収（天引き）となる制度が始まりますのでお知らせいたします。

|         |        |
|---------|--------|
| 納税者氏名   | 鳥羽 太郎  |
| 公的年金の種類 | 老齢基礎年金 |
| 年金の支払者  | 社会保険庁  |

| 徴収月 | 特別徴収税額   |        |
|-----|----------|--------|
| 本徴収 | 平成21年10月 | 5,000円 |
|     | 平成21年12月 | 5,000円 |
| 仮徴収 | 平成22年2月  | 5,000円 |
|     | 平成22年4月  | 5,000円 |
|     | 平成22年6月  | 5,000円 |
|     | 平成22年8月  | 5,000円 |

平成21年9月18日

鳥羽市役所 税務課 市民税係

## よくある質問

Q1 天引きされる年金は？

A 老齢基礎年金、厚生年金保険老齢年金、退職年金（共済）などから特別徴収されます。

※企業年金、遺族年金、障害年金、老齢福祉年金などからは徴収されません。

Q2 天引きされる額は？

A すべての公的年金所得の金額から計算した市・県民税のみです。

給与所得や事業所得などの金額から計算した市・県民税は、これまでどおり給与からの天引き、または普通徴収（納付書または口座振替）による納付となります。

## 仮徴収とは…

4月分、6月分、8月分の年金からは確定申告書を基に確定した税額を天引きすることができないため、前年度の2月分と同じ額が仮に天引きされることをいいます。

## 本徴収とは…

確定申告書などを基に、確定した年税額から仮徴収で天引きした税額を差し引いた残額が10月分、12月分、2月分の年金から天引きされることをいいます。